

## 陳情第7号

「松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」における事業計画に関する説明会の柔軟な対応等について

1 要 旨 「松江市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例」(以下「再エネ条例」という。)では、第3条第10号において「地域住民等」を

- ・発電事業規模に応じて定めた事業区域の土地境界線からの水平距離の範囲内の区域(近隣区域)に存する土地又は建物の所有者、占有者又は管理者(ア)
- ・近隣区域をその区域に含む町内会・自治会の区域に居住する者(イ)
- ・発電事業の実施に伴い生活環境に影響を受けると市長が認める者(ウ)

と定義し、その上で、第10条第1項において、事業者は、地域住民等に対し事業計画に関する説明会を実施し、その結果を市長に報告しなければならない旨規定されているところ、再エネ条例又は同条例施行規則に次のことを盛り込む改正を求めるもの。

- (1) 事業者による事業計画に関する説明会を「地域住民等」に限らず、広く市民の参加ができるような柔軟な規定にする。
- (2) 地域住民等における「発電事業の実施に伴い生活環境に影響を受けると市長が認める者」について具体的に明示する。

「地域住民等」以外の松江市民が参加できない不合理性

ア 水平距離のみによる「地域住民等」の制限

発電事業は、発電出力によって小・中・大規模の3つの発電事業に区分され、特に中規模発電事業においては、太陽光発電では50キロワット以上4万キロワット未満、風力発電では20キロワット以上5万キロワット未満と幅が広く、特に太陽光発電においては、太陽光パネルを敷設することから、事業区域もこれに比例して広くなり、環境省の基準で計算すると単純比較でも約800倍の差がある。よって、それに伴って発電事業の影響が及ぶ区域

も広くなるものと容易に推察されるところである。

一方、「地域住民等」の定義では、各規模の発電事業について、「事業区域」から一定の水平距離によって「近隣区域」が定められている。これは、資源エネルギー庁の「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」と同様の範囲が示されている。

この範囲で問題はない地域もあろうが、しかし、事業毎に発電出力による事業区域の広さに大きな幅があり、さらに、所所によって、立地条件、自然環境なども異なる中で、国のガイドラインが示す範囲と同様であるとはいえ、説明会の対象を一律に一定距離にある「地域住民等」に制限することは、妥当性に疑問がある。

#### イ 説明会の参加制限理由の不存在

再エネ条例は、事業者に対して、事業計画の説明会には、上記のとおり「地域住民等」を対象に実施することを義務付けている。

直接の影響ということであれば「地域住民等」に限定することも一理あろうが、近隣区域外の者の中には、近隣区域内に親・子・孫や親戚が居住している等関係を有する者も考えられる。また、実際に発電事業が実施された場合、市内他地区への事業参入等その影響や波及について不安を抱く者の存在も推察される。県内他市においてメガソーラー建設の計画があり、地域住民が不安を持っているとの報道もある中で、再エネ発電事業は松江市民にとっても大きな関心事である。

旧松江カントリー跡地において計画されている「松江カントリー太陽光発電所」事業について、現在実施されている事業者説明会は、自治会単位で開催され、当該自治会以外の者は参加できず、事情があつてその説明会に参加できなかった者は、事実上事業者説明を聞く機会が失われるという運用がされているという実態もある。

松江市は、「『地域住民等』に該当しない市民の方から参加の相談があれば、事業者に協力を求めたい」（令和7年9月定例会議事録）とのことであるが、そもそも、発電事業は、「松江市内において、再エネ条例に基づき計画される」ものであり、事業者説明会に松江市民が参

加できないこと自体不自然であり、また、事業者に市民参加の協力をお願いする類いのものではない。さらには、「地域住民等」以外の松江市民が説明会に参加することで事業や市政運営に支障を来すことはなく、「地域住民等」以外の市民参加を制限する特段の事情はない。このようなことから、説明会に「地域住民等」に制限することは不合理であり、事業者に対して、広く松江市民が事業者による説明会に参加できる柔軟な対応ができるようにする必要がある。

#### 「市長が認める者」の不明確

地域住民等における「生活環境に影響を受けると市長が認める者」とは、抽象的であり、如何なる者が対象なのか判然とせず、また、「市長が認める」とは何をもって認めるのか分からず、市長の恣意的な判断となりかねないことも懸念される。よって、市民が理解できるように一定の基準（目安）や具体例を明示する必要がある。

以上のとおり、事業者の事業計画に関する説明会への「地域住民等」以外の松江市民も参加できる柔軟な対応ができるように、また、「事業によって生活環境に影響を受ける者」を具体的に明示し、松江市民に説明を受ける機会を確保するとともに、先に、関係閣僚会議で決定されたメガソーラーに関する対策パッケージにおける「地域との共生を図られた望ましい事業は推進する」との観点からも、松江市民が事業に対して、しっかりと理解できるような環境を整備し、そして、納得を得たうえで適正に発電事業が進められるように、再エネ条例等の改正を執行部に働きかけていただくよう陳情する。

#### 2 提出者

法吉の子どもの安全と未来を守る会  
松本 正夫

#### 3 受理年月日

令和8年2月19日

#### 4 付託先

建設環境委員会